

## 第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

### 【資料集】

( P 1 ~ P 1 8 )

平成 22 年 11 月 22 日 ( 月 ) 19:00 ~ 21:00

市役所 東館 8 階 801・802 会議室

## 第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会 資料一覧(目次)

### 1. 幼稚園の保護者負担(P1~P2)

幼稚園における保護者負担について(中間報告案)

### 2. 幼稚園や保育所等における公費投入と保護者負担について(P3~P7)

第4回格差是正部会(11/17)資料

### 3. 保育所の待機児童対策(P8~P13)

保育所の待機児童対策についての意見整理(第2回適正配置部会のまとめ)  
第2回適正配置部会(11/9)資料

### 4. 特別支援教育、障害児保育のあり方について(P14~P16)

特別支援教育、障害児保育のあり方について(現状と課題)

### 5. その他参考資料(P17~P18)

児童虐待相談件数について

---

その他(別紙)・・・当日配布

会議次第

座席表

(案)

平成 22 年(2010 年)11 月 日

西宮市長 河野 昌弘 様

西宮市幼児期の教育・保育審議会  
会長 寺見 陽子

### 幼稚園における保護者負担について(中間報告)

本審議会では、平成 22 年 7 月 20 日に西宮市長から諮問を受け、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について審議してきました。このうち、幼稚園における保護者負担について、下記のとおり中間報告として取りまとめましたので、報告します。なお、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方については、引き続き審議を行い、答申に向けて整理していきたいと考えています。

#### 記

##### (1) これまでの審議の経過

平成 22 年 7 月 20 日の第 1 回審議会において格差是正部会と適正配置部会の 2 つの作業部会を設置し、8 月 4 日から 11 月 17 日の間に 4 回の格差是正部会を開催するとともに、審議会においても格差是正部会での整理を踏まえて議論を行い、特に緊急を要する課題である「幼稚園の保護者負担の格差是正」についての審議を重ねてきました。

##### (2) 審議会としての基本的な考え方

###### 幼稚園の保護者負担格差について

市民や保護者の中には「費用の安い公立幼稚園に行かせようとしても、近くには私立幼稚園しかない。どこに通わせても格差がないようにしてほしい」「私立幼稚園とは、園の運営や施設、保育内容が違うので、多少の保育料の差があっても当然」と相反する意見がありますが、当審議会では私立幼稚園 40 園のうち公立幼稚園と条件に近い一群を抽出するなど、比較に精査を加えたうえで議論を行い、保護者負担(保育料及び入園料)における公私間格差は存在するとの結論に至りました。なお、公私間の格差是正という観点から、3 歳児を除く 4 歳児と 5 歳児の第 1 子・第 2 子を中心に審議を行っております。

###### 格差是正の手法について

西宮市における私立幼稚園関係の補助制度には、幼稚園に対して補助するものと保護者に対して直接補助する制度がありますが、当審議会では両者について補助金の性質を比較検討いたしました。その結果、保護者負担の格差是正という観点からは、市民や保護者にも用途が明確で分かりやすい直接補助(就園奨励助成金)を選択することが妥当であるとの結論に至りました。

なお、「子どもの教育環境を整えるという意味からは、幼稚園への補助を検討していくのも良いのではないか」「公立幼稚園の保護者負担増という格差是正の方法もあるのではないか」との意見があったことを申し添えます。

配分の優先度とバランスについて

格差の是正には多額の財源が必要であり、年齢や所得階層などを考慮した配分の優先度を検討する必要がありますが、所得金額 800 万円以上の階層に対する補助については、就園機会の保障という観点を踏まえ、他の階層とのバランスも考えながら進めるべきと考えます。なお、「1年保育の機会提供という観点から5歳児を軸に考えるのも1つのアイデアではないか」との意見があったことを付記いたします。

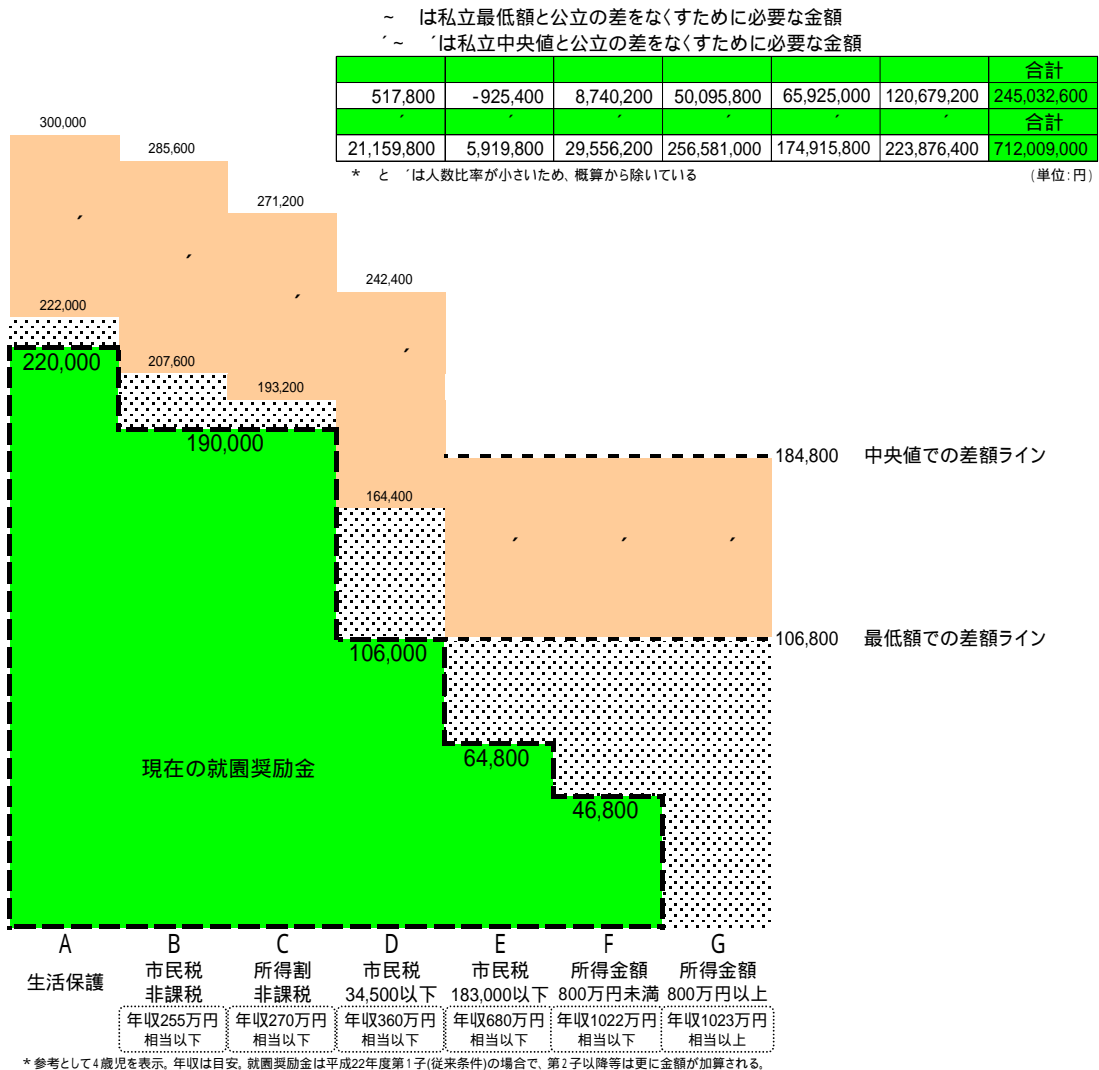
格差是正の目標について

格差是正の目標をどう設定すべきかについて、当面は私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当であるとの結論に至りました。ただし、「低所得層に対する配慮という面では、最低額にとらわれずに検討していくことも必要ではないか」との意見があったことを申し添えます。

スケジュールについて

格差是正の早期実現のために、平成 23 年度西宮市私立幼稚園就園奨励助成金においても、対応できる部分については、可能な限り反映していく必要があると考えます。

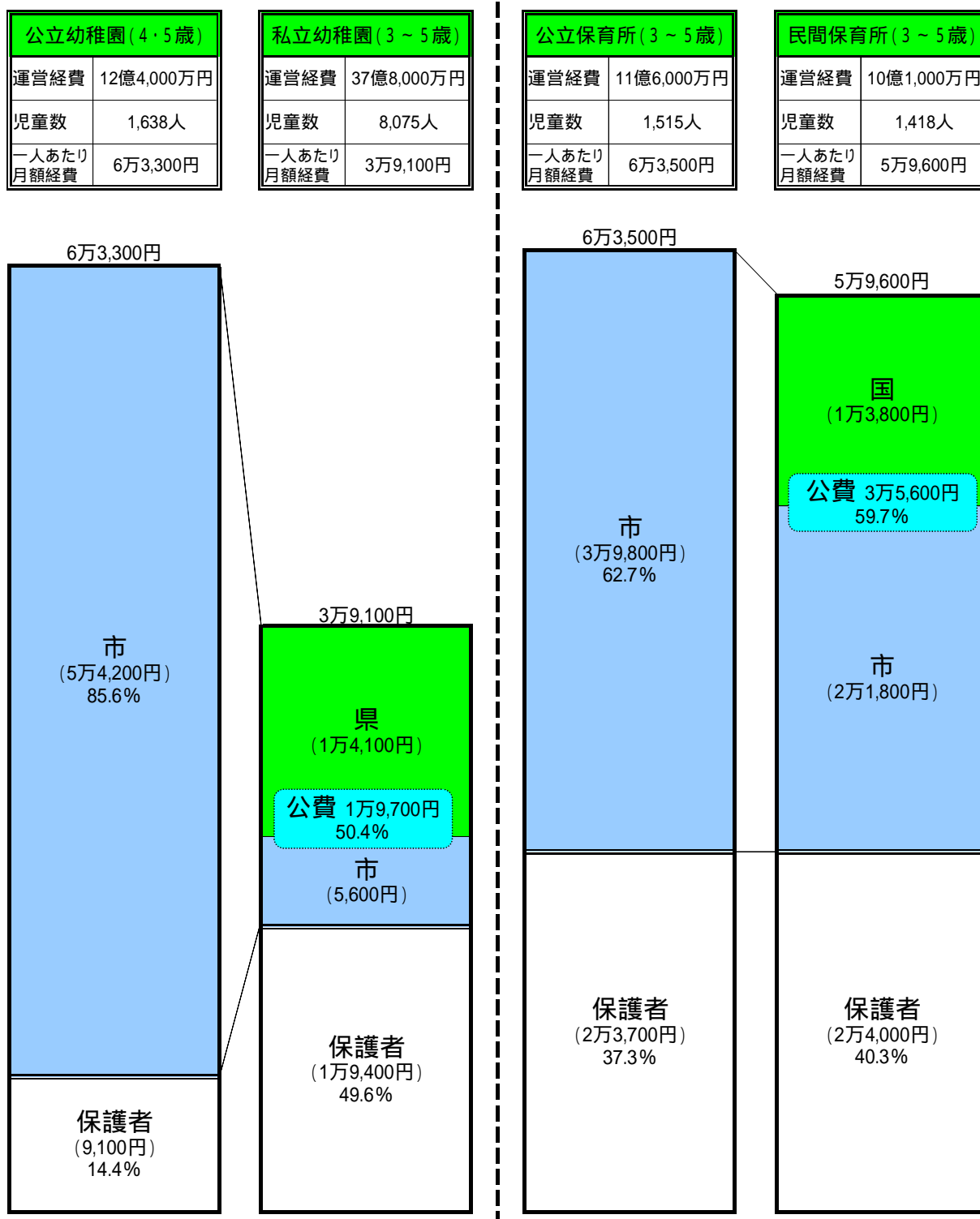
参考資料（保護者負担の格差是正における所要額概算）



## 2. 幼稚園や保育所等における公費投入と保護者負担について

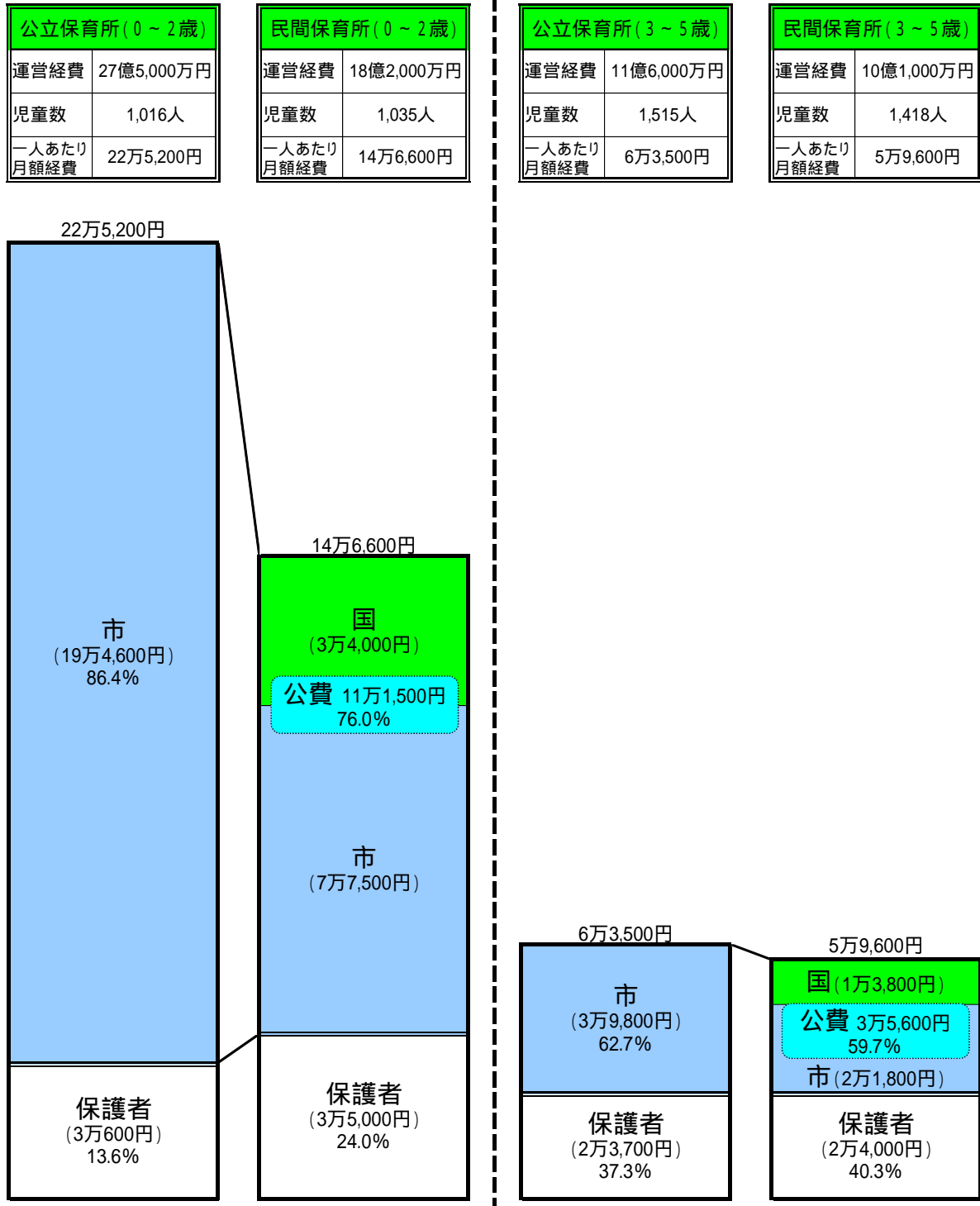
第4回格差是正部会(11/17)資料

### 1. 幼稚園と保育所の児童一人あたり月額費用負担と公費投入の比較(平成21年度決算)



上記の県・市の負担分には、地方交付税や国庫補助等の国負担分を含む。  
金額は四捨五入で端数処理している。  
民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。  
私立幼稚園は預かり保育分を含む。

2. 保育所の児童一人あたり月額費用負担と公費投入の比較(平成21年度決算)



公立の市の負担分には、地方交付税等の国負担分を含む。金額は四捨五入で端数処理している。  
 民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。  
 国庫補助金は、0~2歳児、3~5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

## 2. 幼稚園や保育所等における公費投入と保護者負担について

第4回格差是正部会(11/17)資料

### 3. 保育所における保護者負担について

保育所における保護者負担については、所得に応じて保育料が決定される仕組みとなっているため、保護者間に負担の差はありますが、公私間に差は存在しません。

また、本市の保育料は、国が定めている国徴収基準額に対して、保護者の負担を軽減するため、その一部を市が負担しており、低所得層により配慮した仕組みになっています。

平成22年度の保育料(月額)

区分	3歳未満			3歳以上		
	国基準 (8階層)	西宮市 (12階層)	国基準に 対する割合	国基準 (8階層)	西宮市 (12階層)	国基準に 対する割合
A	0	0	-	0	0	-
B	9,000	0	0%	6,000	0	0%
		4,500	50%		3,000	50%
C	19,500	10,400	53%	16,500	8,800	53%
D1	30,000	16,500	55%	27,000	14,800	55%
		24,000	80%		21,600	80%
D2	44,500	35,600	80%	38,500 (保育単価限度額)	30,800	80%
		39,100	88%		33,800	88%
D3	61,000	56,100	92%	38,500 (保育単価限度額)	35,400	92%
		59,100	97%		37,300	97%
D4	80,000	79,200	99%	38,500 (保育単価限度額)	38,100	99%
D5 <sup>**</sup>	104,000	88,400	85%		38,500	100%

平成22年度、国の徴収基準に高所得者向けの階層が追加されることに伴い創設。  
今後、国の徴収基準(104,000円)になるように段階的に改定する予定。

#### < 国の階層区分 >

- A : 生活保護世帯
- B : 市民税非課税(市の階層区分の上段は母子・父子世帯等)
- C : 市民税(所得割)非課税
- D1: 所得税 40,000円未満
- D2: 所得税 40,000円以上 103,000円未満
- D3: 所得税 103,000円以上 413,000円未満
- D4: 所得税 413,000円以上 734,000円未満
- D5: 所得税 734,000円以上

## 4. 公費投入と保護者負担の関係

公私立幼稚園・公私立保育所における経費に占める公費投入と保護者負担の状況を比較すると、公私間にも差がありますが、幼稚園・保育所間においても差が存在しています。(P3参照)

公費投入と保護者負担については、下記～の課題をどのように考えていくべきか、個別及び全体の課題の両方を見たうえで、今後の方向性について検討していく必要があります。

## 幼稚園と保育所における公費投入と保護者負担

幼稚園と保育所における運営経費に占める公費投入の割合は、以下の表のように、公立幼稚園が他と比べると高く、私立幼稚園が低くなっており、その中間に保育所があります。また、同様に保護者負担の割合を見ると、公費投入と逆になっている状況です。

	公立幼稚園 (4・5歳児)	私立幼稚園 (3～5歳児)	公立保育所 (3～5歳児)	民間保育所 (3～5歳児)
公費投入	85.6%	50.4%	62.7%	59.7%
保護者負担	14.4%	49.6%	37.3%	40.3%

## 幼稚園における公費投入と保護者負担

公費投入と保護者負担のバランスを見ると、幼稚園では公私間において大きな差が存在します。また、運営経費に占める保護者負担の割合という視点で見ても、他の施設と比べて、公立幼稚園が低い状況です。

## 保育所における公費投入と保護者負担

保育所における保護者負担については、所得に応じて保育料が決定される仕組みとなっているため、保護者間に負担の差はありますが、公私間に差は存在しません。一方、公費投入に関しては、保育士の配置基準に差が存在している状況です。(P7参照)

## 認可外保育施設や在家庭等における公費投入と保護者負担

現在、西宮市では、認可外保育施設の運営経費や保護者負担等に対して、継続的に公費が投入される制度が存在しておらず、保護者負担だけで運営されている状況にあります。また、子育て家庭全体から見た場合、幼稚園や保育所を利用している家庭とそれ以外の家庭(認可外保育施設や在家庭等)を比較すると、公費投入の観点から大きな差が出ています。

公費投入:施設の運営等に公費(税金)が、どの程度入っているか。つまり、税金によって賄われている部分の意味。



## 2. 幼稚園や保育所等における公費投入と保護者負担について

第4回格差是正部会(11/17)資料

### 5. 保育所における公費投入の課題

#### 【保育士の配置基準】

認可保育所における保育士の配置については、国の厚生労働省令により児童福祉施設最低基準が定められており、これを下回ることはできませんが、上回ることは自治体(市)の判断及び財政措置により可能です。西宮市では以下のとおり、1・2歳児は公立のみ、4・5歳児は公私立ともに、国の最低基準を上回る形で保育士を配置しており、民間保育所には職員体制に見合った助成を行っています。

なお、民間保育所の1・2歳児に関しては、昭和40年代より国基準である6:1のまま現在に至っています。一方で、公立保育所については、昭和40年代に現場からの要望を受ける形で5:1にしたものと思われます。

#### 現在の保育士配置基準

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
西宮市	公立保育所	3:1	5:1	20:1	
	民間保育所	3:1	6:1	20:1	
国の最低基準		3:1	6:1	20:1	30:1

.....

#### 本市における保育所の保育士配置基準の推移

昭和40年代：乳児(0歳児)と1・2歳児の区分がなかった。

		0歳児	1・2歳児
西宮市	公立保育所	5:1	
	民間保育所	6:1	
国の最低基準		6:1	

昭和60年度：公私立ともに0歳児の配置基準を市独自に設け、3:1とする。

		0歳児	1・2歳児
西宮市	公立保育所	3:1	5:1
	民間保育所	3:1	6:1
国の最低基準		6:1	

平成10年度：国が乳児(0歳児)の配置基準を設け、現在の最低基準となる。

		0歳児	1・2歳児
西宮市	公立保育所	3:1	5:1
	民間保育所	3:1	6:1
国の最低基準		3:1	6:1

## 保育所の待機児童対策についての意見整理（第2回適正配置部会のまとめ）

## 1. 保育所整備について

出された意見	課題等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の施設整備と賃貸物件の活用、保育ルームなど様々な手法と一緒に議論されている。</li> <li>・子どもの環境としてどうなのかという視点が必要。</li> </ul>	【保育環境の確保】: 0~2歳児と0~5歳児を対象とした施設の違いを整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育ルームや賃貸型保育所のように0~2歳児だけの施設では、子どもの発達、学びの連続性や育ちのつながりに課題はないのか。</li> </ul>	【保育環境の確保】: 園庭の確保 【保育の連続性】: 0~2歳児と3~5歳児
<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に見合った形で、どんどんハード整備を進めた場合、それにソフトが伴っていくのか不安がある。</li> </ul>	【保育の質の確保（保育士の確保）】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童が減少している中、将来、施設が供給過剰になった場合、どう収束させていくのか。</li> <li>・将来の施設転用も考慮した整備計画が必要</li> </ul>	【施設の適正配置】: 将来需要と児童数を見据えた施設の供給

## 2. 保育所整備以外の待機児童対策

出された意見	課題等
(1) 公立幼稚園の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育ルーム等を公立幼稚園内に設けた場合、運営主体の違うものが同居するため、その運用や機能面で課題がある。</li> <li>・公立幼稚園においても3歳児から預かり保育をすることで、保育所の待機児童解消につながる。</li> <li>・単に空き部屋があるから活用するのではなく、公立幼稚園のあり方とセットで考える必要がある。</li> <li>・どのような機能を付加するのかの検討が必要である。</li> </ul>	【公立幼稚園のあり方の検討】 【機能付加や弾力化】: 幼稚園・保育所機能、子育て支援機能等 【保護者ニーズと市民の合意形成】
(2) 私立幼稚園の預かり保育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の独自性のもと、多種多様な内容で実施。</li> <li>・幼稚園が単に保育所化されることや保育者の多忙化による保育環境の劣化が懸念される。</li> </ul>	【預かり保育の位置付】: 待機児童対策としての基準や環境整備 【保護者ニーズの把握】
(3) 認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保一体化（こども園）など国の動向。</li> <li>・待機児童対策としては、「幼保連携型」と「幼稚園型」が有効だが、今後の方針や方向性を検討する必要がある。</li> </ul>	【国の幼保一元化の動向】 【適正配置からの検討】
(4) 認可外保育施設（認証制度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童の受け皿に十分なり得る。認証制度も一案である。</li> <li>・認証制度は最低基準の引き下げに繋がりがねない。</li> <li>・0~2歳児は保育の質の確保や全体の底上げのため助成が必要。</li> <li>・市が独自に基準を設定できるため市の独自性を発揮できる。</li> </ul>	【認証基準の明確化】 【保育の質の底上げ】
(5) その他の意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園、認証制度、こども園など多くの制度が混在していて、分かりにくい面がある。</li> <li>・子どもの育ちのつながりや教育的な面から小学校を活用した保育所整備は意義がある。</li> <li>・どの対策を進めるにしろ市全体の適正配置が重要である。</li> <li>・保護者ニーズに合わせるだけでなく、家庭で子育てすることで、保育需要の軽減を図ることも必要。</li> <li>・子どもの育ちの視点が重要で、そうしたことを検討する場（別途、部会等）が必要である。</li> </ul>	

#### 3. まとめ

- ・保育所のハード整備については、通常の0～5歳児を対象とした保育所整備と、0～2歳児の保育ルームや賃貸物件などを活用した保育所整備とが一緒になっている。これに関しては、子どもの育ちなど子どもの視点に立った課題等の整理が必要である。
- ・保育所の待機児童解消は喫緊の課題として取り組まなければならないが、施設が供給過剰になった時の収束のさせ方も現実的な問題として、適正配置や施設転用等も考えておかなければならない。
- ・現実には、今後、新たに通常の保育所を整備し続けることだけで、保育所の待機児童を全て解消していくのは困難であり、少子化の中では将来の施設の供給過剰による施設の運営面も問題になるため、既存施設の有効活用も平行して議論すべきである。
- ・その中で、公立幼稚園のあり方に関しては、どのような機能を付加していくのか。多機能化していくのかの議論を今後していく必要がある。
- ・その具体的な機能としては、元々の幼稚園機能（3年保育・預かり保育）、保育所機能（保育ルームなど保育に欠ける児童の受け入れ）、地域の子育て支援や幼児教育センターの機能（子育て総合センター化）、その他（就労支援なども含めたワンストップ化）などが上がった。
- ・認定こども園については国の動きが流動的なため、市として方向性を出すのが難しい面があるが、幼稚園と保育所などの適正配置を考えれば、今後、一定の議論をしていく必要がある。
- ・私立幼稚園の預かり保育については、保育の質の担保や幼稚園の特性、保護者のニーズも考慮しなければならず、子どもの立場に立った保育環境の整備を考えなければならない。
- ・認可外保育施設については、全体の保育の底上げという観点からも、認証制度など市の独自の基準をしっかりと踏まえ、適正配置ということも視野に入れて今後、検討する必要がある。

#### 【次回の部会に向けて】

- ・地域によって待機児童がどうなっていくのか。将来の就学前児童数の推計や保育需要の動向から検討を行う。
- ・待機児童の多い地域を考えていくことも重要だが、子どもの育ちを担保できる方法があるのかを議論していくことが必要で、その中で保育所をどう整備していくのか。また、公立幼稚園のような既存の施設をどう弾力的に運用していくのかの議論が必要である。
- ・上記を踏まえて、適正配置の議論を進めていく。

## 保育所の待機児童対策について 【資料1】

### 1. 西宮市の保育所の待機児童対策

(1) 保育所待機児童解消計画(平成21年3月策定、平成21年7月、平成22年9月一部改訂)  
西宮市では、これまでも、保育所の施設整備を積極的に行ってきた。平成12年度から平成22年度までの間で16施設(5分園を含む。)の整備により1,070人の定員増を図ってきた。

そうした中、平成20年度に待機児童が36名から134名に急増したのを受けて、保育所の待機児童解消を喫緊の課題として位置付け、その早期解消を図るべく、平成21年3月に「保育所待機児童解消計画」を策定した。

(2) 保育所待機児童対策室の設置とその取り組み(平成22年7月設置)

それに関わらず、平成22年度には、さらに310名まで待機児童が増加しており、保育所の待機児童対策を全庁的に取り組むため、「保育所待機児童対策室」というプロジェクトチームを平成22年7月に立ち上げ、待機児童対策に取り組んでいる。

平成22年9月には「待機児童解消計画」の見直しを行い、従来の保育所整備(1)に加えて、小学校の空き教室や市営住宅の集会所等既存施設を活用した保育ルームの設置(2)や賃貸物件を活用した保育所の分園設置(3)にも取り組んでいる。また、平成23年4月には、認定こども園(幼保連携型)が市内で初めて開設する予定である。このように、特に待機が多い0~2歳児を対象とした対策に力を入れて取り組んでいるが、近年の保育需要率の推移からみると、平成26年度においても待機児童の解消は困難な状況となっている。

- 1 従来の保育所整備: 0~5歳児の全てを受け入れる保育所で、市有地の活用や法人の持込みによる整備。
- 2 保育ルーム: 0~2歳児を5名程度受け入れる施設で、保育ママとも呼ばれる。国基準により実施。
- 3 保育所の分園: 保育所(本園)の近隣に別の敷地・建物において「分園」を設置するもの。現在、市内に5園存在する。0~2歳児のみの分園という形態もある。また、平成22年度からは、賃貸物件(建物)を活用した保育所整備にも着手している。

#### 【H26年度までの施設整備計画】

	H22(実績)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)	H26(見込)	増加数
保育所数	55 箇所	60 箇所	66 箇所	68 箇所	69 箇所	14 箇所
保育所定員	4,520 人	4,809 人	5,199 人	5,439 人	5,529 人	1,009(479)人
待機児童数	310 人	175 人	47 人	20 人	87 人	-
整備状況	保育所新設 1 箇所(+90) 分園新設 2 箇所(+105) 定員変更 2 箇所(+35)	保育所新設 3 箇所(+199) 分園新設 1 箇所(+30) 認定こども園 1 箇所(+60)	保育所新設 4 箇所(+330) 分園新設 2 箇所(+60)	保育所新設 2 箇所(+180) 改築定員変更 2 箇所(+60)	保育所新設 1 箇所(+90)	・保育所新設 10 箇所(+799) ・分園新設 3 箇所(+90) ・その他 3 箇所(+120)
		保育ルーム 8 箇所(+40)			保育ルーム 3 箇所(+15)	・保育ルーム 11 箇所(+55)

「保育所定員」の「増加数」の( )内は0~2歳児の内数。

「整備状況」の内容は、実際には前年度中の施設整備。

平成23~24年度にかけては集中的な保育所整備を計画している。

国の「子ども・子育て新システム」の動向や就学前児童の減少などを見極めながら対応する必要があるため、現時点では、平成25年度以降の具体的な整備計画を明記していない。

### 3. 保育所の待機児童対策

第2回適正配置部会(11/9)資料

#### 2. 西宮市における就学前児童数及び保育需要の推移と将来予測

##### (1) 就学前児童数の将来予測

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0~2歳児	14,326	13,536 ( 790)	13,253 ( 1,073)	12,952 ( 1,374)	12,649 ( 1,677)	12,346 ( 1,980)	12,063 ( 2,263)	11,809 ( 2,517)	11,579 ( 2,747)
3~5歳児	14,419	14,824 405	14,804 385	14,412 ( 7)	14,129 ( 290)	13,839 ( 580)	13,532 ( 887)	13,218 ( 1,201)	12,903 ( 1,516)
合計	28,745	28,360 ( 385)	28,057 ( 688)	27,364 ( 1,381)	26,778 ( 1,967)	26,185 ( 2,560)	25,595 ( 3,150)	25,027 ( 3,718)	24,482 ( 4,263)

( )内はH22.5.1との比較

##### (2) 要保育児童数<sup>1</sup>と保育需要率<sup>2</sup>の将来予測

(単位:人、%)

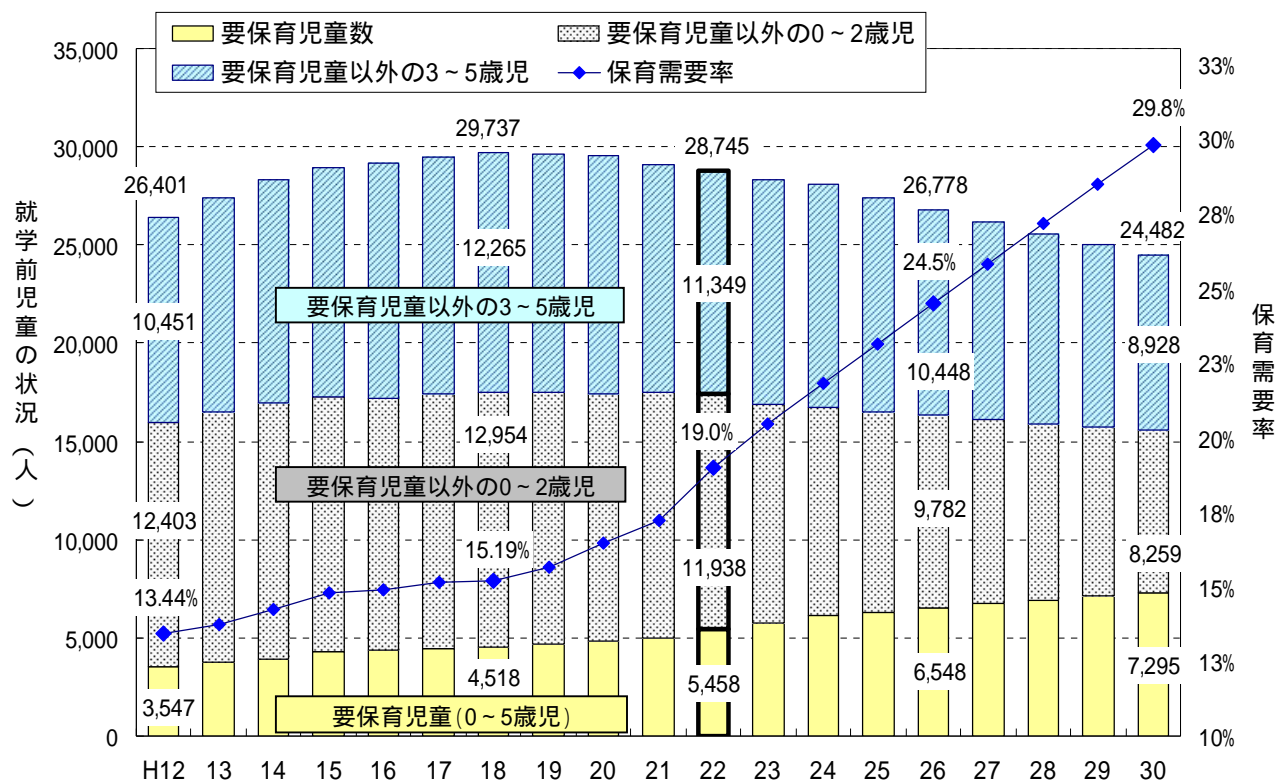
	H22定員	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0~2歳児	1,744	2,388 16.7%	2,459 18.2%	2,607 19.7%	2,742 21.2%	2,867 22.7%	2,984 24.2%	3,097 25.7%	3,209 27.2%	3,320 28.7%
3~5歳児	2,776	3,070 21.3%	3,332 22.5%	3,504 23.7%	3,583 24.9%	3,681 26.1%	3,770 27.2%	3,847 28.4%	3,915 29.6%	3,975 30.8%
合計	4,520	5,458 19.0%	5,791 20.4%	6,111 21.8%	6,325 23.1%	6,548 24.5%	6,754 25.8%	6,944 27.1%	7,124 28.5%	7,295 29.8%
増減		938	1,271	1,591	1,805	2,028	2,234	2,424	2,604	2,775

増減はH22.4.1の定員との比較

1 要保育児童数(保育が必要な児童数) = 保育所入所児童数(保育ルーム含む) + 待機児童(見込)数

2 保育需要率 = 要保育児童数 ÷ 就学前児童数

#### 就学前児童の状況と保育需要率の推移と将来予測(西宮市)



保育需要率の伸びは年々高まっており、今後も伸びていくことが予測される。  
就学前児童数は減少し始めているが、保育所を希望する児童数は増加し続けている。

### 3. 保育所整備における課題や今後の方向性

#### (1) 現在の保育所整備の課題

保育所の適地が少ない：市有地等の活用を行ってきたが、そうした土地も殆ど残っていない。

待機児童の地域偏在と将来的な施設配置：待機児童の多い地域は、年度による違いや地域による過剰が存在するため、整備が必要な地区はある程度限定される。また、待機児童の多い地区に重点的に施設整備を行うことは短期的には効果があるが、長期的には施設過剰や地域バランスが崩れ、適正配置に支障が出る可能性がある。

待機児童の多い0～2歳児の保育所整備と3～5歳児の受け入れ枠の確保：現在、待機児童の大半が0～2歳児であり、0～2歳児を対象とした保育ルームや0～2歳児専用の保育所整備を進めているが、将来的には、3～5歳児の施設不足を生む可能性がある。

保育需要率の将来予測：どこまで保育所整備を行うのか。本市の保育需要率は、阪神間においても低く、中核市においては、40市中：37番目とかなり低い。(中核市平均：31.92%)

既存施設の有効活用：新たに市営住宅や小学校の空き教室といった既存施設の有効活用に乗っ出しているが、元々、就学前児童を対象とした施設である幼稚園等をどう考えていくのか。

予算確保：民間保育所等を新たに設置するためには、施設の整備補助と運営経費が必要。

#### (2) 今後の方向性

「待機児童解消計画」の年度別の整備計画については、毎年見直しを行っていく予定であり、平成24年度以降の整備については、待機児童や保育需要、就学前児童数の推移、また国の幼保一体化の動向を見極めていく必要がある。

仮に平成30年度における保育需要率がこの資料の通り29.8%に達する場合、その保育需要(7,295人)を全て保育所整備により充足させるためには、平成22年度(現状：4,520人)からさらに、2,775人の定員増が必要である。これは現在の定員数の61%増にあたる。

待機児童解消は喫緊の課題ではあるが、先述のとおり、少子化の流れの中では将来的に幼稚園や保育所といった施設が過剰になる事態も想定される。そうした事態を避けるため、従来のような保育所整備だけでなく、既存施設の有効活用の視点からも、幼稚園などを含めた就学前児童の施設全体で今後の対策を検討する必要があるものと思われる。

#### (3) 今後の保育所の待機児童対策(具体策の例)

保育所整備(従来型の保育所、0～2歳児保育所、賃貸型保育所、分園、保育ルーム等)

公立幼稚園の施設活用

- ・ 空き部屋を保育所や保育ルームに活用
- ・ 認定こども園などの幼保一体型施設として運用

私立幼稚園の預かり保育

- ・ 保育に欠ける児童の受け入れ
- 認定こども園(幼保一体施設)

- ・ 幼稚園型
- ・ 幼保連携型

認可外保育施設

- ・ 認証制度などの独自制度

3. 保育所の待機児童対策

第2回適正配置部会(11/9)資料

4. その他資料：公立幼稚園のクラス数の推移

		H16		H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23見込み	
浜脇	4歳児	1	3	2	4	2	4	2	5	2	5	2	5	2	5	1	3
	5歳児	2		2		2		3		3		3		3		2	
用海	4歳児	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	5歳児	1		1		1		1		1		1		1		1	
夙川	4歳児	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	2
	5歳児	2		2		2		2		2		2		2		1	
越木岩	4歳児	1	3	1	2	1	3	1	3	1	2	1	3	1	2	1	2
	5歳児	2		1		2		2		1		2		1		1	
大社	4歳児	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	4
	5歳児	3		3		3		3		3		3		3		2	
あおぞら	4歳児	1	2	1	2	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	2
	5歳児	1		1		2		2		2		2		2		1	
上ヶ原	4歳児	1	3	1	3	1	2	1	3	1	3	1	3	1	3	1	2
	5歳児	2		2		1		2		2		2		2		1	
門戸	4歳児	1	3	2	4	2	5	2	5	2	5	2	4	2	4	1	3
	5歳児	2		2		3		3		3		2		2		2	
高木	4歳児	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5
	5歳児	3		3		3		3		3		3		3		3	
瓦木	4歳児	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	5歳児	2		2		2		2		2		2		2		2	
春風	4歳児	1	3	1	3	1	2	1	3	1	3	1	2	1	2	1	2
	5歳児	2		2		1		2		2		1		1		1	
今津	4歳児	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	5歳児	1		1		1		1		1		1		1		1	
鳴尾西	4歳児	1	2	0	1	(閉園)											
	5歳児	1		1													
南甲子園	4歳児	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	5歳児	1		1		1		1		1		1		1		1	
浜甲子園	4歳児	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	5歳児	1		1		1		1		1		1		1		1	
高須西	4歳児	1	2	1	2	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	5歳児	1		1		2		1		1		1		1		1	
鳴尾東	4歳児	1	2	1	2	1	2	1	2	1	3	1	3	1	2	1	2
	5歳児	1		1		1		1		2		2		1		1	
鳴尾北	4歳児	1	3	1	3	1	3	1	2	1	3	1	2	1	2	1	2
	5歳児	2		2		2		1		2		1		1		1	
小松	4歳児	1	2	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	2	1	2
	5歳児	1		2		2		2		2		2		1		1	
山口	4歳児	2	4	2	4	2	4	2	5	2	4	1	3	1	3	1	3
	5歳児	2		2		2		3		2		2		2		2	
名塩	4歳児	1	3	1	3	1	3	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2
	5歳児	2		2		2		2		1		1		1		1	
生瀬	4歳児	1	3	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	5歳児	2		2		1		1		1		1		1		1	
クラス数	4歳児	25	62	27	63	26	63	26	65	26	64	25	61	25	58	23	51
	5歳児	37		36		37		39		38		36		33		28	

\* 4歳児2クラスは臨時的措置によるもの



## 特別支援教育、障害児保育のあり方について（現状と課題）

## 1．課題整理にあたって

特別支援教育、障害児保育について、本審議会では、平成23年度以降、具体的な内容についての検討を行っていくため、今年度は、幼稚園や保育所などにおける現状把握と課題整理を行うこととしています。そこで、課題整理にあたって、平成22年9月30日と11月8日に、幼稚園、保育所、療育施設、子育て支援の各担当者が集まり、幼稚園における特別支援教育、保育所における障害児保育を中心とした、障害等のために特に支援を必要とする子どもの保育について、それぞれの立場から、現状と課題について協議を行いました。

## 2．現状と課題

## (1) 相談体制・施設の選択について

西宮市では、「にしのみや子育てガイド」を4か月児健診時等に配付し、相談窓口や幼稚園・保育所の施設一覧について広く情報提供をしています。特に子どもの発達に関しては、乳幼児健診（4か月、1歳6か月、3歳）などの母子保健事業を通じて、医師や保健師による相談や情報提供、専門機関へのつなぎ等を行っています。しかし、障害等のために特に支援を必要とする子どもの保護者が施設の選択や入所・入園の相談をする場合は、幼稚園、保育所、療育施設等において、それぞれの管轄が独自の基準で対応しているのが現状です。

## 【課題】

相談窓口の明確化、情報の共有や専門機関へのつなぎなど、関係機関の相互連携の強化が課題です。子どもや保護者が適切な支援を受けられるようなコーディネート機能など、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立のため、中核的な役割を果たす、例えば、発達支援センターといった機関が必要と思われます。

## (2) 入園・入所決定など受入体制について

公立幼稚園では、園長が「西宮市心身障害児適正就学指導委員会」の答申のもと、入園を決定しています。私立幼稚園では、園の方針によって、園ごとに入園の判断をしています。保育所は、公私立とも市が随時受け、特別面接を行い、入所保育所も含めて決定しています。

そのため、入園・入所の決定や対応、受入れ体制が施設によって異なり、保護者や子どもが希望する施設を利用できないことがあります。中でも、公立幼稚園は11月頃をめどに受け付けを終了するため、その後に希望されても受入れができない実態があります。

## 【課題】

市全体で受入れを保障するために、幼稚園や保育所の入園・入所、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援の在り方について、各関係機関による、より一層の連携が必要です。

なお、医療行為の必要な子どもの受入れやその対応については、現在は、医師法上からも教員や保育士が医療行為を行うことは原則禁じられているため、医療関係者の配置など、受入体制の整備に課題があります。



## 4. 特別支援教育、障害児保育

### (3) 職員体制や加配職員の配置、専門職等について

#### 加配職員の配置や職員体制について

施設により、加配される職員の職種や配置基準が異なります。私立幼稚園においては、県の認定基準に応じた補助金が交付されますが、その額も十分とは言えず、審査も厳しい状況です。また、加配職員が必要かどうかを決定する面接や申請において、保護者から承諾を得られない場合、受入体制が整わないことがあります。

#### 専門職等の指導・助言について

障害など個々の特性に応じて指導していくためには、専門家による指導・支援が必要であり、現在、公立幼稚園では、西宮専門家チームや西宮養護学校の教育相談担当が望ましい支援のあり方について、巡回及び来所により専門的な指導助言をしています。一方、保育所では、指導医師によるケース研究会や自主ケース研究会等による個別の指導・支援のあり方について、指導助言を受けています。また、専門機関（療育施設）のスタッフが、幼稚園や保育所の要請により、支援方法等について助言や指導を行っていますが、システムとして確立されていません。

#### 【課題】

現在は、各施設や機関がそれぞれで指導・助言体制を築いているため、体制の統一と充実が課題です。また、公立・私立、幼稚園・保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言機会の充実が求められています。

#### 人材育成や研修について

幼稚園、保育所は、それぞれ、保育現場における実践交流（ケース研究）を含め、様々な研修を実施しています。

#### 【課題】

引き続き、障害等のために特に支援を必要とする子どもの保育に関する理念の周知、保育内容の充実に向けた研修を実施し、さらに、公立・私立、幼稚園・保育所が共通の理解や認識を深めていく必要があります。

また、実践による保育方法とともに、言語化による保育の継承や専門家等による定期的な保育内容の評価・検証が求められています。

### (4) 保育内容について

公立幼稚園においては、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育推進委員会を組織し、幼稚園教育要領に基づき、特別支援教育の理念を踏まえながら、園全体で幼児一人一人の教育的ニーズに応じた支援をしながら、集団保育を行っています。

保育所においては保育所保育指針に基づき、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、支援を必要とする子どもが他の子どもとの生活を通じて共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けています。また、職員の連携体制の中で個別の関わりが行えるように保育を行っています。

## 【課題】

障害等のために特に支援を必要とする子どもが、集団の中で生活するという経験を得ることで、社会性や豊かな人間性が培われる一方、自立のための基盤を培う個別の保育の必要性も指摘されています。子ども一人一人が、よりよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための保育内容や保育方法を検討していくことが必要です。

## (5) その他：発達障害のある子どもへの対応

近年、発達障害のある子どもへの対応が大きな課題となっています。発達障害は、早期発見による適切な対応が有用とされており、保育現場における丁寧な保育指導と実態把握、専門機関との連携が重要です。保育者が子どもの発達課題を的確に理解し、適切な保育を行えるよう、人員体制の充実とともに、専門家等による指導や支援、保育現場における研修等の充実が求められています。

また、保護者への支援も重要です。保護者が氾濫する情報に惑わされることのないよう、適切な情報提供など、不安や負担を軽減するような支援が必要です。そのためにも、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立など、その中核的役割を果たす機関が求められています。

## 3．今後に向けて

障害等のために特に支援を必要とする子どもの就学前における教育・保育については、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通じて、全体的な発達を促すとともに、障害など個々の特性に応じた適切な配慮が必要とされています。インクルージョンの理念が進んでいく中、幼稚園・保育所と療育施設との交流保育の実施、また、国においては、幼保一体化に向けた「こども園」の議論がなされており、今後、幼稚園や保育所に関係なく、障害等のために支援を必要とする子どもの受入れの保障を視野に入れた検討が必要です。

西宮市幼児期の教育・保育審議会の審議において、障害等のために特に支援を必要とする子どもの成長過程に応じた適切な支援体制の整備を検討していかなければならないと考えます。

なお、協議を進めていく中で、児童虐待などにより、特別の支援を要する家庭への対応についての問題提起がありました。今後、様々な施策の方向性を検討する際には、特別の支援を要する家庭やその子どもたちのことも念頭におきながら、審議していく必要があると考えます。

- ( ) 幼稚園では「特別支援教育」や「特に教育的配慮を要する幼児」、保育所では「障害児保育」や「障害のある子ども」と表現に違いがあります。現在、国の「障がい者制度改革推進会議」において、「障害」の表記のあり方に関する検討を行っていること、また、就学前の子どもは、年齢が低いいため未分化な状態にあること、さらに、幼稚園や保育所でこれまで培ってきた歴史やそれぞれの特性にも関係することから、本報告においては、「障害等のために特に支援を必要とする子ども」と表現しています。

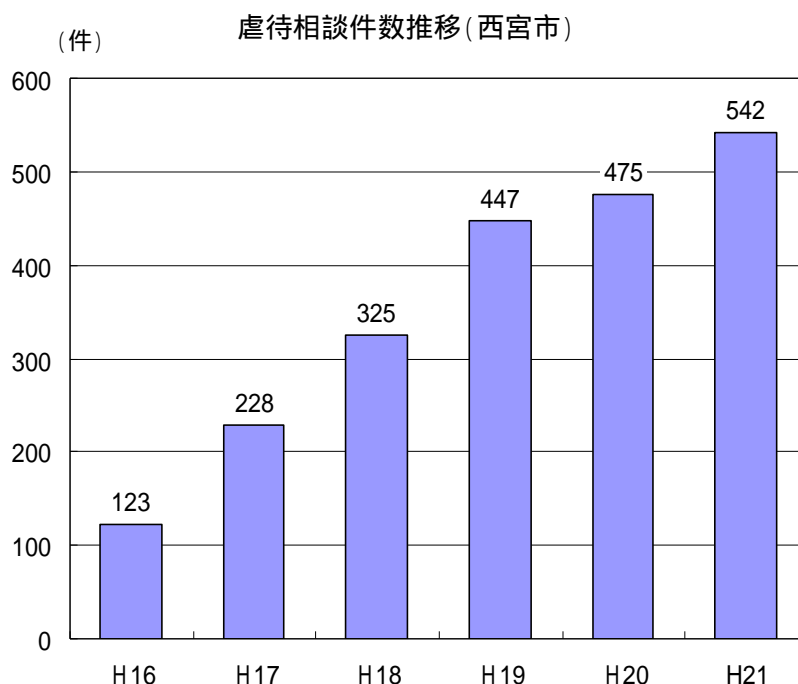
## 5. その他参考資料

### 【参考資料】児童虐待相談件数について

#### 1. 児童虐待相談件数の推移

平成 16 年に児童福祉法が改正され、児童虐待の第一義的な相談窓口を市町村に設置することが義務づけられました。本市においても平成 17 年度に「要保護児童対策協議会」を設置し、家庭児童相談や要保護支援等を行っています。また、市への相談件数は年々増加しており、平成 21 年度で 542 件となっています。

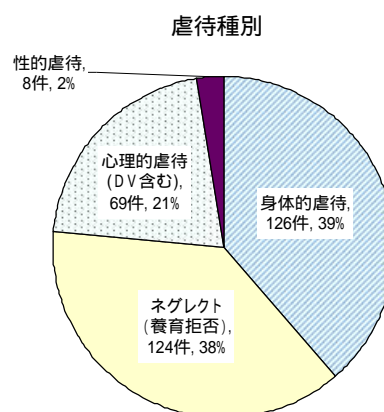
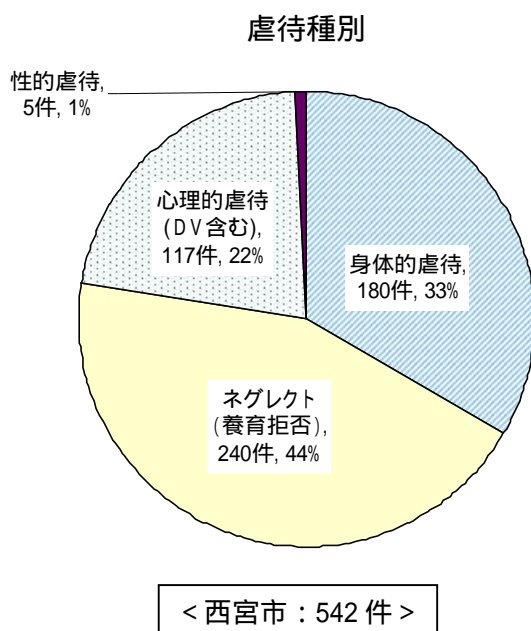
一方、こども家庭センター（児童相談所）は家庭などの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じるとともに、児童の一時保護や児童福祉施設への入所等を行う機関です。



#### 2. 虐待相談の内容(平成 21 年度)

##### (1) 虐待種別

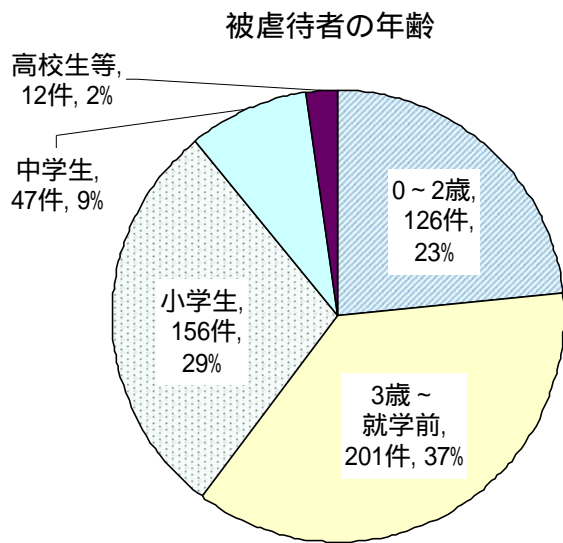
虐待種別では、ネグレクト(市: 44%、児相: 38%)と身体虐待(市: 33%、児相: 39%)とを合わせると 80% 近くになり、市ではネグレクトの方が多くなっています。



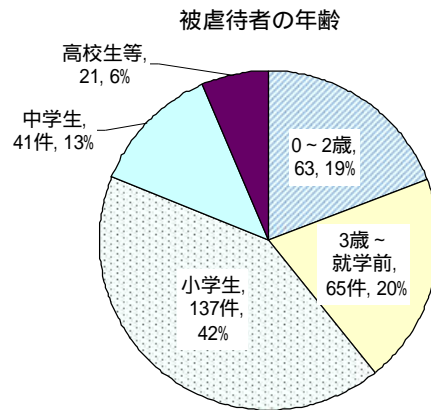
< 西宮こども家庭センター : 327 件 >  
管轄 : 尼崎市・西宮市・芦屋市

(2) 被虐待者の年齢

被虐待者の年齢をみると、市では小学校就学前(0～5歳児)が60%と最も多くなっているのに対して、こども家庭センターでは、小学校就学前が39%、小学生が42%と小学生の方が多くなっています。



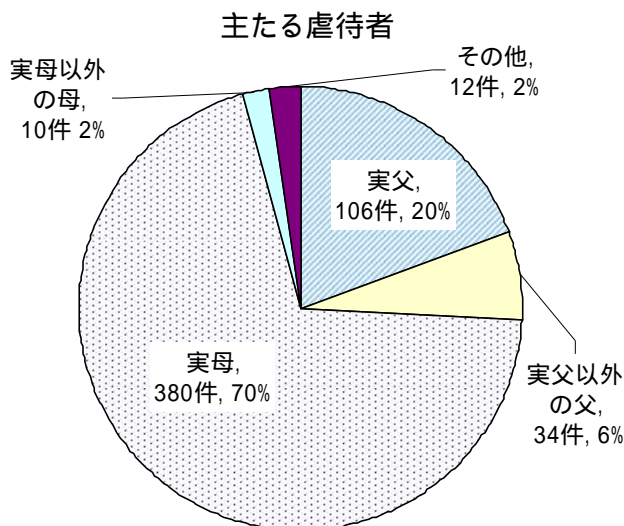
<西宮市：542件>



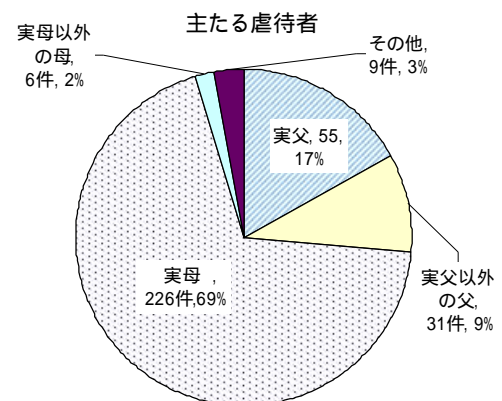
<西宮こども家庭センター：327件>  
管轄：尼崎市・西宮市・芦屋市

(3) 主たる虐待者

最も多いのは実母で市：70%となっており、市もこども家庭センターも同様の傾向となっています。



<西宮市：542件>



<西宮こども家庭センター：327件>  
管轄：尼崎市・西宮市・芦屋市

西宮こども家庭センターの相談件数：327件のうち、西宮市内は115件である。